

⑤ 電気通信の工事担任者資格

電気通信の工事担任者は、電気通信回線に端末設備又は自営電気通信設備の接続工事を行い、又は、監督する者の資格です。主として、宅内やビル内の通信回線・機器を扱います。

~~電気電子情報(電子情報通信)~~ 工学科は総務省の認定校であり、~~電気電子情報(電子情報通信)~~ 工学科の学生は、(試験の免除を受けるために必要な科目)を修得して卒業した場合、すべての資格者証について試験の科目のうち「電気通信技術の基礎」の科目が免除されます。

① 電気通信の工事担任者の種類

工事担任者試験によって得られる資格者証の種類及びこの資格者証を有する者が、自ら工事又は実地で監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次のとおりです。

資格者証の種類と工事の範囲	
第一級 アナログ通信	アナログ伝送路設備(アナログ信号を入力する電気通信回線設備をいう。以下同じ。)に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
第二級 アナログ通信	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事(端末設備に収容される電気通信回線の数が1のものに限る。)及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が基本インターフェースで1のものに限る。)
第一級 デジタル通信	デジタル伝送路設備(デジタル信号を入力出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。)に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
第二級 デジタル通信	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下であって、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。)。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
総合通信	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事。

【P50】の正誤

⑤ 電気通信の工事担任者資格の説明文中2カ所

誤： 電気電子情報(電子情報通信)

正： システム

注1) 専門教育科目の履修要件

Ⅰ. 全コースに適用されるもの
イ 各分野において定められた最低要件単位数を超えて修得した単位は、選択科目として卒業要件単位に算入することができる。
ロ 備考欄中の表記

- (1) ☆と○は、数学のプレシメントテストの結果によって履修の順序が指定される科目
(☆の場合)「基礎数学1」→「解析学1」→「代数学1」→「数学演習1」→「解析学2」→「代数学2」→「数学演習2」
(○の場合)「解析学1」→「代数学1」→「数学演習1」→「解析学2」→「代数学2」→「数学演習2」→「解析学3」→「代数学3」
- (2) ○の科目を履修する者は、「基礎数学」を履修することはできない。
- (3) ▲と■は、物理のプレシメントテストの結果によって履修の順序が指定される科目
(▲の場合)「基礎物理学1」→「物理学1」
(■の場合)「物理学1」→「物理学2」
- (4) ■の科目を履修する者は、「基礎物理学」を履修することはできない。
- (5) 全履修科目は、必ず履修しなければならない科目(必修科目ではない)である。
- (6) 指定先行科目
「発変電工学」「送配電工学」「電気機器工学」および「電気応用工学」を履修するためには、「回路の基礎」「電気回路1」および「基礎電磁気学1」をあらかじめ修得していなければならない。
「組立システム」を履修するためには、「C言語演習」および「Python基礎演習」をあらかじめ修得していなければならない。
- (7) ★は、前期に取得できなかった者が、後期に履修申請により、履修できる科目
- ハ 「システム工学ゼミナール」を履修するためには、前期履修登録時に52単位以上の卒業要件単位を修得していなければならない。

Ⅱ. 自動車工学コースに適用されるもの

- イ 別表第1 3資格取得に係わる科目に定められた、国土交通省の定める二級自動車整備士の受験資格に必要な科目をすべて修得しなければならない。
- ロ 国土交通省の定める二級自動車整備士養成施設での課程(認定大学)を修了した者として、「修了証明書」を発行する。
- ハ 備考欄中の二級自動車整備士科目は、自動車工学コースにおける国土交通省の定める二級自動車整備士の受験資格科目を表す。

注2) コース変更

コースの変更は、卒業年次を除く各年次の履修申請前のコース変更の申請に基づき、在学中に1回を限度に認めることができる。

- ① 鉄道工学コースへの変更は自動車工学コースおよび交通システムコースからのみ、審査を経て2年次の履修申請前に限り認められこれ以外の他コースから鉄道工学コースへの変更は認めない。
- ② 自動車工学コースへの変更は認めない。



注2) の全文訂正

注2) コース変更

卒業年次を除く各年次の履修申請前のコース変更の申請に基づき、在学中に1回を限度にコースを変更することができる。ただし、ハンドブックP46に掲載の④「二級自動車整備士(総合)」の受験資格に係る各科目と同一名称の科目の単位を、変更前のコースで修得した場合には、自動車工学コースへの変更は認めない。

P60 の正誤